

(証券コード4617)  
平成28年6月1日

株 主 各 位

広島県大竹市明治新開1番7

**中国塗料株式会社**

代表取締役社長 植 竹 正 隆

## 第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次ページの「4. 議決権の行使に関する事項」(2)または(3)に従って、平成28年6月22日(水曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月23日(木曜日)午前10時
2. 場 所 広島県大竹市明治新開1番7 当社広島本社 3階大会議室  
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第119期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第119期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

#### 4. 議決権の行使に関する事項

(1) 代理人により議決権を行使される場合

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができることとなっております。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合

- ① 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- ② 議決権行使書において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(3) 電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合

- ① パソコンまたはスマートフォン（携帯電話はご利用いただけません。）から当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ行使いただけます。（毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）
- ② インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。その際、株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ④ インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ⑥ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

- ⑦ インターネットによる議決権行使は、前記の行使期限まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

- (4) 議決権の不統一行使をされる場合  
株主総会の日の3日前までに、書面によりその旨およびその理由を当社株主名簿管理人にご通知ください。

《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.cmp.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議内容につきましては、書面での発送に代え、本株主総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主様の個人情報を保護するための「記載面保護シール」を同封しております。議決権行使書用紙のご返送の際にご使用ください。

(添 付 書 類)

## 事 業 報 告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国の減速や米国の利上げに伴う資金流出懸念に揺られ、新興国を中心に停滞色がにじむ展開となりました。そうした中、ユーロ圏が概ね底堅く推移したことに加え、米国が利上げペースを緩やかなものに止め、かつ堅調な景気拡大局面を維持することで世界経済の牽引役を果たしたことから、全体としては緩やかな回復基調を維持しました。

当社グループを巡る環境としましては、船舶分野においては、新造船建造量で底入れ基調が続き、また修繕市場においても通期で堅調な需要が持続しました。その一方、工業分野では、日本はじめ海外市場に至る全体で伸び悩み、コンテナ分野も期首は順調な滑り出しであったものの、海運市況の停滞とともに下期以降は失速が見られました。

このような経営環境の下、当連結会計年度における当社グループの売上高は1,150億6千6百万円（前期比7.8%増）となりました。利益面では、売上高の増加に加え、利益率にも改善が見られたことなどから、営業利益は100億1千2百万円（同34.5%増）、経常利益は104億1千6百万円（同24.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は65億2百万円（同36.9%増）となりました。

## 1-(2) 主要な事業内容

当社グループは主として船舶用塗料、橋梁・鉄骨・タンクなど各種プラント向けおよび木工・建材向けなどの工業用塗料、コンテナ用塗料を製造販売しております。

船舶用、工業用、コンテナ用の各塗料事業、その他の事業の売上比率は、80.0 対 10.6 対 9.1 対 0.3 であります。

当連結会計年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

### 【船舶用塗料部門】

主要造船国の新造船市場の底入れ基調が継続し、かつ修繕市場において堅調な需要があったことにより、グループ売上高は、920億6千3百万円（前期比15.4%増）となりました。

### 【工業用塗料部門】

国内市況が消費増税以降の低調な基調で推移し、海外も新興国経済の減速により停滞したことから、グループ売上高は、122億4千1百万円（前期比3.5%減）となりました。

### 【コンテナ用塗料部門】

期首の滑り出しは好調であったものの、海運市況の悪化に伴い下期に失速したことから、グループ売上高は、104億3千5百万円（前期比25.3%減）となりました。

### 【その他の部門】

その他の売上高につきましては、3億2千6百万円（前期比0.5%減）となりました。

## 1-(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第116期 (平成25年3月期)	第117期 (平成26年3月期)	第118期 (平成27年3月期)	第119期 (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	83,656	90,901	106,737	115,066
経 常 利 益(百万円)	5,119	5,058	8,359	10,416
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,978	3,269	4,748	6,502
1株当たり当期純利益(円)	44.21	49.36	71.71	98.21
総 資 産(百万円)	106,240	119,019	135,087	128,389
純 資 産(百万円)	56,699	67,332	78,225	78,817
1株当たり純資産額(円)	797.53	943.60	1,094.66	1,104.67

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

#### 1-(4) 主要な営業所および工場

##### ① 当社

東京本社 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号  
 広島本社 広島県大竹市明治新開1番7  
 (当社本店)  
 支店 大阪支店 (大阪府大阪市西区)  
 工場 滋賀工場 (滋賀県野洲市)、九州工場 (佐賀県神埼郡)  
 研究所 大竹研究所 (広島県大竹市)、滋賀研究所 (滋賀県野洲市)

##### ② 主な子会社

大竹明新化学株式会社	広島県大竹市
神戸ペイント株式会社	兵庫県加古郡稲美町
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.	香港
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.	中国上海市
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd.	中国広東省
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	韓国金海市
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール
CHUGOKU PAINTS B. V.	オランダ ハイニンゲン

#### 1-(5) 従業員の状況

(平成28年3月31日現在)

地域別	従業員数	前期末比増減
日本	657 (83) 名	5名減 (18名増)
アジア	1,612 (121) 名	32名増 (9名増)
その他	121 (31) 名	7名増 (7名増)
合計	2,390 (235) 名	34名増 (34名増)

- (注) 1. 従業員数に顧問および嘱託を含めております。  
 2. 派遣社員および臨時社員については、期中平均人数を括弧書きにて外数で表示しております。  
 3. 上記の他、企業集団外への出向者が3名おります。

#### 1-(6) 主要な借入先および借入額

(平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	5,042
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,603
株式会社広島銀行	3,185
株式会社三井住友銀行	2,248
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,870
株式会社りそな銀行	1,400

#### 1-(7) 設備投資等の状況

当社グループで実施した設備投資の総額は、14億3千1百万円であります。

塗料事業	1,149百万円
その他	231百万円
全社（共通）	50百万円
合計	1,431百万円

#### 1-(8) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

#### 1-(9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### 1-(10) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### 1-(11) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### 1-(12) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 の状況

該当事項はありません。

## 1-(13) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

(平成28年3月31日現在)

会 社 名		資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
		百万円	%	
国 内	大竹明新化学株式会社	84	100.00	塗料原料製造販売
	神戸ペイント株式会社	400	100.00	塗料製造販売
海 外	CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.	百万US\$ 66	100.00	塗 料 販 売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.	百万CNY 532	92.00	塗料製造販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd.	百万CNY 69	100.00	塗料製造販売
	CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	百万W 3,807	59.46	塗料製造販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	百万S\$ 26	100.00	塗料製造販売
	CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	百万M\$ 32	100.00	塗料製造販売
	CHUGOKU PAINTS B. V.	百万EUR 21	100.00	塗料製造販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、24社（間接所有子会社を含む）であります。

2. 当社の議決権比率には、間接所有を含んでおります。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社はありません。

## 1-(14) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境としましては、世界経済は緩やかな回復基調が続いているものの、さまざまナリスク要因を抱えており、造船・海運市場の動向など今後とも予断を許さない状況です。

このような状況のもと、当社グループとしましては、以下の課題に重点的に取り組むことにより、環境変化に対応可能な企業体質の強化を図ってまいります。

- ① 企業倫理と法の遵守を徹底するとともに、健全で透明性の高い経営体制とリスク管理体制の整備を含む内部統制制度を拡充し、効率性を高めていく。
- ② 顧客ニーズと環境対応を同時に充たす製品の開発と安定した供給体制を構築する。
- ③ 全社的なコストの削減に全力をあげて取り組むとともに、原価の変動に見合った適正な販売価格を維持する。
- ④ 与信管理を強化するとともに営業キャッシュ・フローの改善を進め、財務体質を強化していく。
- ⑤ 化学品への適法な対応のため、化学物質管理体制の継続的改善を図る。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

### 1-(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(平成28年3月31日現在)

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 2-(1) 発行可能株式総数 | 277,630,000 株                     |
| 2-(2) 発行済株式の総数 | 69,068,822 株 (自己株式2,865,271株を含む。) |
| 2-(3) 株 主 数    | 4,004 名                           |
| 2-(4) 単元株式数    | 1,000 株                           |
| 2-(5) 大 株 主    |                                   |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,126	6.23
JP モルガン チェース バンク 3 8 5 6 3 2	3,623	5.47
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	3,453	5.22
株 式 会 社 広 島 銀 行	3,294	4.98
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,920	4.41
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,000	3.02
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,858	2.81
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 0 0 1	1,611	2.43
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,553	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,539	2.32

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 2. 当社は自己株式2,865,271株を所有しておりますが、上記の大株主(上位10名)の中には含めておりません。

## 2-(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年5月6日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、平成28年10月1日を予定日として、単元株式数を100株とすることを決議しております。

## 3. 会社役員に関する事項

### 3-(1) 取締役および監査役の氏名等

平成28年3月31日現在の取締役および監査役は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 竹 正 隆	
常 務 取 締 役	尾 野 真 史	技術生産本部長
取 締 役	友 近 潤 二	管理本部長
取 締 役	鬼 石 康 之	営業本部長
取 締 役	上 田 耕 治	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、 ネクサス監査法人代表社員
常 勤 監 査 役	三 好 秀 則	
監 査 役	東 正 孝	
監 査 役	伊 藤 和 男	税理士
監 査 役	川 上 清 一	税理士

- (注) 1. 平成28年4月1日付にて、取締役 友近潤二氏は、常務取締役に就任しております。
2. 取締役 上田耕治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。
3. 常勤監査役 三好秀則氏は、管理部門における長年の実務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 伊藤和男、川上清一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、両氏ともに税理士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 上田耕治氏および監査役 伊藤和男、川上清一の両氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 重要な兼職先と当社との間で特別の利害関係はありません。

### 執行役員の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	増 田 章	技術生産本部 副本部長
執行役員	牛 田 敦 士	営業本部 副本部長 兼 国内営業統括部 工業営業部長
執行役員	中 村 直 哉	技術生産本部 副本部長 兼 研究開発第一部長 兼 防食技術部長
執行役員	國 本 英 一	管理本部 副本部長 兼 法務室長
執行役員	大 崎 昇	営業本部 副本部長 兼 国内営業統括部長 兼 マリン機能部長
執行役員	田 中 秀 幸	技術生産本部 副本部長 兼 研究開発第二部長

#### 3-(2) 責任限定契約の内容の概要

平成28年3月31日現在において責任限定契約に関する該当事項はありません。

なお、平成28年6月23日開催予定の第119回定時株主総会終了後、当社は社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

#### 3-(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報酬等の額
取 締 役	7名	171百万円
監 査 役	6名	43百万円
計	13名	214百万円

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額450百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

### 社外役員の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等
取締役	1名	3百万円	— 百万円
監査役	3名	16百万円	— 百万円
計	4名	20百万円	— 百万円

### 3-(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	上 田 耕 治	取締役就任後当事業年度に開催された7回の取締役会全てに出席し、公認会計士および研究者としての専門的知見から経営全般にわたり適宜発言を行っております。
監査役	伊 藤 和 男	当事業年度に開催された9回の取締役会全てに出席し、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	川 上 清 一	監査役就任後当事業年度に開催された7回の取締役会全てに出席し、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、監査役就任後に開催された9回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### 3-(5) その他社外役員に関する事項

主要取引先等特定関係事業者との関係その他に関する該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### 4-(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 4-(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 会計監査人の報酬等の額 53百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 4-(3) 子会社の監査に関する事項

当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けている当社の重要な子会社は次のとおりです。

会 社 名	監 査 法 人 名
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.	Ernst & Young, Hong Kong
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.	Ernst & Young, Shanghai
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd.	Ernst & Young, Guangzhou
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	Ernst & Young, Seoul
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	Ernst & Young, Singapore
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	Ernst & Young, Johor Bahru
CHUGOKU PAINTS B. V.	Ernst & Young, Rotterdam

#### 4-(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 4-(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容は次のとおりです。

##### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

##### ② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

##### ③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

## 5. 会社の体制および支配に関する方針

### 5-(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針規程」（以下、「当規程」といいます。）を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 体制の整備に際しての取締役の責務

会社の取締役は、業務の適正を確保する体制の整備の決定に際して、次に掲げる事項に留意する。

- 株主の利益の最大化に寄与するものであること。
- 取締役その他の会社の業務を執行する者が法令および定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- 会社の業務および効率性の適正の確保に向けた株主または会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- 会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- 会社を巡る利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

#### ② 会社において決議等の対象となる体制の内容

会社における業務の適正を確保する体制とは次のような体制をいう。

- 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行および意思決定に係わる情報は文書で保存し、その保存および管理は社内規則に則る。

- b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、輸出管理等に係わる損失については、個々の損失の領域ごとに担当部署で、必要に応じ危険管理に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
  - ロ. 新たに生じた損失への対応のため、必要に応じて社長から全社およびグループに示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - ハ. 損失が現実化し、重要な損害の発生が予測される場合は、取締役および子会社取締役は速やかに取締役に報告する。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社および会社の子会社から成るグループにおける業務の適正を確保するための体制等
- 下記の経営管理システムを用いて事業の推進に伴う損失を継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- イ. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、主要な取締役により構成する会議において審議する。
  - ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、中期的方針・施策に基づき全社およびグループの目標値を年度予算として策定し、各種会議を通じて全社およびグループベースでの業績管理を行う。
  - ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。
- ニ. 法令遵守活動を行う各種チームを設置して、コンプライアンス体制や施策の充実を図る。
- ホ. 従業員が取締役に直接通報する内部通報制度を設置し、通報従業員は就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。
  - ヘ. 会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役会が事前に受領し、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する。
  - ト. 子会社の重要な業務執行について決裁基準を設けるとともに、各子会社の経営方針を協議し、業務執行状況につき報告を受ける定例の会議体を設ける。
  - チ. 監査室による内部監査の対象には子会社を含める。
- d. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役および監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を

- 十分検証するだけの専門性を有する使用人を置く。
- e. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
    - イ. 監査役室の使用人の任命、配転、人事異動等雇用条件および人事考課に関して、予め監査役会の意見を聞く。
    - ロ. 取締役および会社のいかなる従業員も、監査役室の使用人による監査役の指示の履行を不当に妨げる行為を行ってはならない。
  - f. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - 取締役および使用人ならびに子会社取締役、監査役、使用人等は会社もしくは会社の子会社において、
      - イ. 著しい損害を及ぼす恐れや事実
      - ロ. 信用を著しく失墜させる事態
      - ハ. 内部管理の体制・手続等に関する重大な欠陥や問題
      - ニ. 法令違反等の不正行為や重大な不当行為
      - ホ. 重要な情報の開示等を発見したとき、または発生したときは、直ちに常勤監査役に対し当該事実を報告する。
    - 報告は、匿名によることもできるものとし、また報告した者はその報告を理由として、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。
    - また、監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく常勤監査役に報告する。
    - 一方、監査役はその職務の遂行に必要と判断したときは、上記に定めない事項といえども、取締役もしくは使用人に報告を求める。
  - g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - イ. 監査役の実効的監査のため、必要に応じ管理本部が補助する。
    - ロ. 取締役は、監査役が監査の実施のために所要の費用の支出、費用の前払い、または支出した費用の償還その他の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

### ③ 事業報告における開示

会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当規程に規定する事項の決定または決議の概要を、事業報告の内容として開示する。

#### ④ 業務の適正を確保するための体制に関する監査役等の監査

会社の監査役は、会社から当規程の事項を内容とする事業報告およびその附属明細書を受領し、監査の結果、当規程の事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと思えるときは、その旨およびその理由を内容とする監査報告を作成する。

### 5-(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### ①内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制評価部門がモニタリングし、改善を進めております。

#### ②コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を組織し、年間2回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告された取組みにつきモニタリングしているほか、集合研修その他従業員教育の企画運営を通じグループ各社に対する指導を行っています。

#### ③リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を組織し、年間4回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告されたリスクアセスメントならびに損失の未然防止および早期復旧プランのレビューと指導を行うことにより、リスクマネジメント体制の実効性向上に努めております。

#### ④内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。なお、内部監査の実施に当っては、監査役会と十分な協議の下に監査計画を立案するとともに、監査結果について監査役会に報告することにより、相互の連携を図っております。

### 5-(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.cmp.co.jp/>) に記載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対

応策の継続について」をご参照ください。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の企業価値を今後も一段と高めていくためには、株式上場会社として市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、塗料メーカーとしての当社の社会的存在意義や責任を理解せず、その結果ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案が出された場合には、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のため必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、長期的に当社に対し投資をしていただくために、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため、塗料性能の向上と環境対応製品の開発をはじめ、安定供給体制の確立や環境負荷の低減、ならびに製品安全性の向上など様々な取り組みをグローバルに推進しております。また、様々なステークホルダーの信頼を高め、中長期的に企業価値を保全することを経営上の重要な課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスと内部統制の体制整備に注力しております。これら全ての取り組みは、上記①の基本方針の実現にもつながるものと考えています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」と言います。）の継続を決議し、平成27年6月25日開催の第118回定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けました。

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」と言います。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様

が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を採ることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

本対応策は、(i) 当社の発行株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、または(ii) 当社の発行株式等について、公開買付けに係る株式等の所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下、「買付等」と言います。)を対象とします。

当社の株式等の買付者等には当社取締役会に対して、手順に従い大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実について適切に開示し、買付者等が提出の情報を独立委員会に提供するとともに、株主の皆様のご判断に必要と認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。また、提供情報を十分に評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための取締役会評価期間を設定し、開示いたします。

独立委員会は、上記の取締役会による評価等と並行し、受領した情報をもとに必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社取締役会に対して新株予約権の無償割り当てによる対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守する場合には、原則として対抗措置の不発動を勧告いたしますが、買付者等が手続きを遵守しない場合、または遵守している場合であっても、大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白な場合には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる範囲内での対抗措置の発動または不発動の決議を行い、情報開示を行います。が、それまでの間、買付者等は大規模買付等を開始することはできません。

なお、本対応策は有効期間満了前であれ、当社取締役会が廃止の決議をした場合には、当該決議に従いその時点で廃止され、また法令等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、修正または変更する場合があります。

#### ④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、特に本対応策が、(i) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的に導入されたこと、(ii) 株主総会の承認により導入され、有効期間が3年間であり、またその有効期間の満了前でも株主総会決議により

変更または廃止し得るものであり、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みであること、(iii) 独立委員会の勧告を重視し、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されず、当社取締役会による恣意的な発動を防止するとともに、情報開示により透明な運営が行われる仕組みを確保していること、(iv) 当社取締役会によりいつでも廃止することが可能であるため、取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できないものではないこと、(v) 経済産業省および法務省が発表の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性の原則）の全てを充足し、高度の合理性を有していることなどにより、基本方針に沿い企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益と純資産額および比率については表示未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,058	流動負債	43,149
現金及び預金	34,018	支払手形及び買掛金	14,378
受取手形及び売掛金	42,042	短期借入金	18,520
有価証券	255	1年内返済予定の長期借入金	1,058
商品及び製品	9,198	リース債務	11
仕掛品	407	未払金	3,335
原材料及び貯蔵品	6,353	未払費用	3,115
繰延税金資産	1,081	未払法人税等	1,670
その他	1,132	賞与引当金	210
貸倒引当金	△ 2,432	製品保証引当金	418
固定資産	36,331	その他	430
有形固定資産	25,112	固定負債	6,423
建物及び構築物	7,905	長期借入金	1,728
機械装置及び運搬具	2,938	リース債務	14
工具、器具及び備品	630	長期未払金	95
土地	13,208	繰延税金負債	589
リース資産	25	再評価に係る繰延税金負債	2,252
建設仮勘定	404	退職給付に係る負債	1,345
無形固定資産	1,643	その他	399
投資その他の資産	9,575	負債合計	49,572
投資有価証券	8,313	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	45	株主資本	64,730
繰延税金資産	545	資本金	11,626
その他	1,710	資本剰余金	7,783
貸倒引当金	△ 1,040	利益剰余金	46,522
資産合計	128,389	自己株式	△ 1,201
		その他の包括利益累計額	8,402
		その他有価証券評価差額金	2,015
		土地再評価差額金	3,863
		為替換算調整勘定	2,676
		退職給付に係る調整累計額	△ 153
		非支配株主持分	5,684
		純資産合計	78,817
		負債及び純資産合計	128,389

## 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	115,066
売上原価	78,927
売上総利益	36,139
販売費及び一般管理費	26,127
<b>営業利益</b>	<b>10,012</b>
営業外収益	1,090
受取利息	261
受取配当金	232
受取イヤーイテイ	96
技術指導料	107
不動産賃貸料	123
その他	268
営業外費用	686
支払利息	296
為替差損	274
その他	115
<b>経常利益</b>	<b>10,416</b>
特別利益	8
固定資産売却益	8
特別損失	41
固定資産売却損	4
投資有価証券売却損	2
投資有価証券評価損	20
会員権評価損	14
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>10,383</b>
法人税、住民税及び事業税	3,077
法人税等調整額	△ 147
<b>当期純利益</b>	<b>7,454</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	952
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>6,502</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,626	7,783	41,079	△ 1,192	59,296
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 1,059		△ 1,059
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,502		6,502
自己株式の取得				△ 8	△ 8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	5,442	△ 8	5,434
当 期 末 残 高	11,626	7,783	46,522	△ 1,201	64,730

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,062	3,745	5,292	83	13,184	5,745	78,225
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 1,059
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,502
自己株式の取得							△ 8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 2,047	118	△ 2,615	△ 236	△ 4,781	△ 60	△ 4,842
当期変動額合計	△ 2,047	118	△ 2,615	△ 236	△ 4,781	△ 60	591
当 期 末 残 高	2,015	3,863	2,676	△ 153	8,402	5,684	78,817

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

24社

主要な連結子会社の名称

大竹明新化学株式会社

神戸ペイント株式会社

CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.

CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.

CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd.

CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.

CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.

CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.

CHUGOKU PAINTS B. V.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

神戸ペイント㈱を除く連結子会社23社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上の必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

a 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。

b その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ……………時価法によっております。

③ たな卸資産……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～17年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

売渡製品の保証期間に基づいて発生する補償費に備えるため、年間売上高に対する補償費の実績割合を勘案して計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

一部の連結子会社は為替予約について振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

為替予約

外貨建金銭債権債務に係る為替相場の変動リスクを回避するために、必要な範囲内で利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時にリスク管理方法に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により、償却を行っております。

(8) 消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりましたが「不動産賃貸料」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「不動産賃貸料」は78百万円であります。

### Ⅳ 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保資産

##### (1) 担保に供している資産

投資有価証券 1,233百万円

##### (2) 上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金 500百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,870百万円

#### 3. 偶発債務

特約店への売上債権の回収に対する保証債務 907百万円

#### 4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △ 5,749百万円

5. 受取手形裏書譲渡高 2,117百万円

### Ⅴ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 69,068,822株

2. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	595	9.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	463	7.00	平成27年 9月30日	平成27年 12月1日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	595	9.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

## VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、社内規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況をモニタリングすることにより、リスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

なお、デリバティブは通常の営業過程における輸出入取引による為替の変動リスクを軽減するため、成約高の範囲内で先物為替予約取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	34,018	34,018	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*2)	42,042 (2,432)		
	39,610	39,610	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,908	7,908	—
(4) 支払手形及び買掛金	(14,378)	(14,378)	—
(5) 短期借入金	(18,520)	(18,520)	—
(6) デリバティブ取引 (*3)	(2)	(2)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、MMF等については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額を時価とみなしております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

時価は先物為替相場によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額660百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## VII 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,104円67銭
2. 1株当たり当期純利益	98円21銭

## VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

1株当たり純資産額および当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,254</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,904</b>
現金及び預金	10,542	支払手形	2,212
受取手形	3,520	買掛金	4,077
売掛金	11,320	短期借入金	11,410
商品及び製品	2,514	1年内返済予定の長期借入金	1,000
仕掛品	311	未払金	1,101
原材料及び貯蔵品	859	未払費用	532
繰延税金資産	288	未払法人税等	473
未収入金	831	その他	96
その他	72	<b>固定負債</b>	<b>5,396</b>
貸倒引当金	△ 7	長期借入金	1,700
<b>固定資産</b>	<b>40,632</b>	長期未払金	61
<b>有形固定資産</b>	<b>15,483</b>	繰延税金負債	628
建物	1,928	再評価に係る繰延税金負債	2,252
構築物	234	退職給付引当金	410
機械及び装置	415	その他	343
車両運搬具	10	<b>負債合計</b>	<b>26,301</b>
工具、器具及び備品	338	<b>(純資産の部)</b>	
土地	12,433	<b>株主資本</b>	<b>38,723</b>
リース資産	4	資本金	11,626
建設仮勘定	118	資本剰余金	7,783
<b>無形固定資産</b>	<b>474</b>	資本準備金	5,396
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,674</b>	その他資本剰余金	2,386
投資有価証券	8,210	<b>利益剰余金</b>	<b>20,514</b>
関係会社株式	16,155	利益準備金	1,071
その他	311	その他利益剰余金	19,442
貸倒引当金	△ 2	別途積立金	1,128
<b>資産合計</b>	<b>70,887</b>	繰越利益剰余金	18,313
		<b>自己株式</b>	<b>△ 1,201</b>
		評価・換算差額等	5,862
		その他有価証券評価差額金	1,998
		土地再評価差額金	3,863
		<b>純資産合計</b>	<b>44,585</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>70,887</b>

## 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	37,450
売 上 原 価	28,266
売 上 総 利 益	9,184
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,362
<b>営 業 利 益</b>	<b>821</b>
営 業 外 収 益	3,405
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	1,648
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	1,243
そ の 他	511
営 業 外 費 用	292
支 払 利 息	117
為 替 差 損	73
そ の 他	101
<b>経 常 利 益</b>	<b>3,934</b>
特 別 利 益	4
固 定 資 産 売 却 益	4
特 別 損 失	22
固 定 資 産 売 却 損	0
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>3,916</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	738
法 人 税 等 調 整 額	△ 12
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>3,189</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	11,626	5,396	2,386	7,783
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	11,626	5,396	2,386	7,783

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,071	1,128	16,183	18,384
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			△ 1,059	△ 1,059
当 期 純 利 益			3,189	3,189
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	2,130	2,130
当 期 末 残 高	1,071	1,128	18,313	20,514

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 1,192	36,601	4,037	3,745	7,782	44,384
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△ 1,059				△ 1,059
当 期 純 利 益		3,189				3,189
自己株式の取得	△ 8	△ 8				△ 8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 2,038	118	△ 1,920	△ 1,920
当期変動額合計	△ 8	2,121	△ 2,038	118	△ 1,920	201
当 期 末 残 高	△ 1,201	38,723	1,998	3,863	5,862	44,585

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。
  - (2) その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。
  - (3) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法…移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 定率法によっております。
    - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	3～50年
機	械及び装置	3～17年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
    - 定額法によっております。
    - なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しております。

#### 5. 消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

## II 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが生じた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

### Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産
  - (1) 担保に供している資産  
投資有価証券 1,233百万円
  - (2) 上記に対応する債務  
1年内返済予定の長期借入金 500百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,376百万円
3. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務  
短期金銭債権 2,045百万円  
短期金銭債務 4,720百万円
4. 偶発債務
  - (1) 保証債務  
特約店への売上債権の回収に対する保証債務 1,421百万円  
関係会社の銀行借入等に対する保証債務 7,173百万円
  - (2) 保証予約  
関係会社の銀行借入等に対する保証予約 153百万円
5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日  
再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △ 5,749百万円

### Ⅳ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	4,008百万円
仕	入	高	10,722百万円
販売費及び一般管理費			1,407百万円
営業取引以外の取引高			2,872百万円

### Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	2,865,271株
------	------------

## VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産	
投資有価証券評価損	194百万円
関係会社株式評価損	206百万円
会員権の評価損及び引当金	21百万円
退職給付引当金	124百万円
未払事業税	48百万円
未払賞与	156百万円
長期未払金	18百万円
たな卸資産評価損	19百万円
その他	87百万円
繰延税金資産小計	<u>878百万円</u>
評価性引当額	<u>△ 416百万円</u>
繰延税金資産合計	462百万円
2. 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>802百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>802百万円</u>
繰延税金資産の純額	△ 340百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	288百万円
固定資産－繰延税金資産	一百万円
流動負債－繰延税金負債	一百万円
固定負債－繰延税金負債	628百万円

## VII 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	大竹明新化学㈱	直接 84.76%	当社グループの製品原材料を製造 当社所有の 土地を賃貸	製品原材料仕入高 (注1)	5,215	買掛金	411
		間接 15.24%		資金の借入 (注2)	700	短期借入金	700
				利息の支払 (注2)	5		
子会社	文正商事㈱	直接 100.00%	当社グループの製品を 製造販売	資金の借入 (注2)	716	短期借入金	716
				利息の支払 (注2)	3		
子会社	CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.	間接 92.00%	当社グループの製品を 製造販売	受取ロイヤリティー (注3)	400	未収入金	392
				保証債務 (注4)	6,943	—	—
				受取保証料 (注4)	24		
子会社	CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd.	間接 100.00%	当社グループの製品を 製造販売	保証債務 (注4)	157	—	—
				受取保証料 (注4)	2		
子会社	CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.	直接 100.00%	当社グループの製品を 販売	保証予約 (注4)	123	—	—
子会社	CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	直接 59.46%	当社グループの製品を 製造販売	受取ロイヤリティー (注3)	341	未収入金	58

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格、総原価等を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 期末残高を記載しております。

また、利率は市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 製造原価に基づいて合理的に算出しております。

(注4) 銀行借入等につき、債務保証等を行ったものであり、銀行借入については、年率0.294%の保証料を受領しております。

VIII 1 株当たり情報に関する注記

- |    |            |         |
|----|------------|---------|
| 1. | 1株当たり純資産額  | 673円46銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 48円18銭  |

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
1株当たり純資産額および当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月17日

中国塗料株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国塗料株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月17日

中国塗料株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国塗料株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて

説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

中国塗料株式会社 監査役会

常勤監査役 三 好 秀 則 ㊟

監 査 役 東 正 孝 ㊟

社外監査役 伊 藤 和 男 ㊟

社外監査役 川 上 清 一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開ならびに安定的な配当の継続等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 9円、総額 595,831,959円

(この結果、中間配当金を含めた年間配当金は、1株につき16円となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

当社経営体制のより一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
にし かわもと よし 西川 元 啓 (昭和21年1月1日)	昭和43年4月 八幡製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）入社	一 株
	平成9年6月 同社取締役	
	平成13年4月 同社常務取締役	
	平成15年6月 同社常任顧問（チーフリーガルカウンセラー）	
	平成19年7月 同社顧問	
	平成21年6月 株式会社日鉄エレックス（現 日鉄住金テックスエンジ株式会社）監査役	
	平成22年4月 NKSJホールディングス株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）社外監査役	
	平成23年7月 弁護士登録 野村総合法律事務所客員弁護士（現在）	
平成24年4月 オリnpas株式会社社外取締役（現在）		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西川元啓氏の任期は、当社定款第22条第2項に基づき、現任取締役任期満了の時までであります。
3. 西川元啓氏は、平成28年6月にオリンパス株式会社社外取締役を退任される予定であります。
4. 西川元啓氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
5. 西川元啓氏は、弁護士としての知見に加え、企業経営者および社外取締役としての豊富な経験に基づく的確な助言をいただくことで、経営体制が更に強化できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 西川元啓氏は、東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。
7. 当社は、西川元啓氏が取締役に選任された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 東正孝、伊藤和男の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	くにもと えい いち 國 本 英 一 (昭和30年9月24日)	昭和53年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入社 平成20年10月 同社本部審議役 平成21年9月 当社法務室長 平成24年6月 当社法務室長 兼 管理本部 管理統括部副部長 平成25年7月 当社執行役員 管理本部副本部長 兼 法務室長(現在)	一株
2	かじ た しげる 梶 田 滋 (昭和31年8月10日)	昭和54年11月 監査法人中央会計事務所入所 昭和58年8月 公認会計士登録 昭和60年3月 税理士登録・開業(現在) 平成6年9月 中央監査法人 社員 平成12年5月 中央青山監査法人 代表社員 平成15年4月 西日本監査法人 代表社員(現在) 平成27年6月 当社補欠監査役(現在)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 國本英一氏は、管理部門における実務経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役の職務の執行を適切に監査できると判断し、候補者としております。
3. 梶田滋氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 梶田滋氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、財務および会計に幅広い知識と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、候補者としております。
5. 梶田滋氏は、東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。
6. 当社は、梶田滋氏が監査役に選任された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、現在の補欠監査役選任の効力が失効しますので、あらためて、監査役の現員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
くぼたよりと 久保田 寄人 (昭和28年2月14日)	昭和46年4月 広島国税局入局 平成18年7月 岩国税務署長 平成21年7月 国税庁長官官房広島派遣監察官室 首席国税庁監察官 平成24年7月 広島東税務署長 平成25年7月 同署退職 平成25年8月 税理士開業（現在） 平成25年10月 辻・本郷税理士法人広島支部 社員税理士（現在）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久保田寄人氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役となる補欠の監査役候補者であり、また、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、財務および会計に幅広い知識と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、候補者としております。
3. 当社は、久保田寄人氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

以上

## 第119回定時株主総会会場案内図

場 所 広島県大竹市明治新開 1 番 7

当社広島本社 3 階大会議室

### 交 通

JR線 玖波 駅 / 広島駅→玖波駅 (約37分)  
玖波駅→会場 (徒歩約10分)

高速道路 大竹 IC / 広島IC→大竹IC (約22分)  
大竹IC→会場 (約 5分)

